IBCLC®の臨床能力

【CLINICAL COMPETENCIES FOR IBCLCs】

IBCLC®は、母乳育児と母乳分泌に関しての特別な知識と臨床での専門知識を持っていることが、IBLCE®により認定されています。
臨床能力には、 IBCLC 業務の責任と活動が含まれています。これらの臨床能力の目的は、IBCLC が安全、適切で根拠に基づいた支援が提供できる分野を公共に知らせることです。この臨床能力は、IBCLC が活動するどの国でも、どのような状況でも適応できます。IBCLC は、彼らの養成や専門技術、文化や環境の範囲内で活動します。

1. IBCLCは専門家としての水準を維持しておく義務があり：

- IBLCE の職務行動規範、IBCLC の業務範囲、IBCLC の臨床能力などで定義された範囲内で専門家としてふさわしく振る舞い活動する
- 根拠に基づいた新たな知見を批判的に吟味、評価し、法で定められた範囲内で業務に組みいれる
- 技術向上のために継続教育を受け、IBCLC の認定を維持する

2. IBCLCは母乳育児を保護、推進、支援する義務があり：

- カルテの作成、カウンセリング、カリキュラム開発，女性，家族，医療専門家や母乳育児・母乳分泌に関するコミュニティへのキャンペーンなどの方法を通じて、根拠を十分に説明し伝える教育を行う
- 世界、国、地方などで、緊急時を含めていかなる状況であっても、母乳育児や母乳を飲むことを保護、推進、支援できるような政策の立案に参加する
- あらゆる状況で授乳中の母親、子どもと家族を擁護し、世界中で母乳育児が子どもの食事として標準になるよう推進する
- 母乳育児を推進する活動を支援し、母乳育児を妨害するような活動は妨げる：
    - 赤ちゃんにやさしい病院運動 Baby Friendly Hospital Initiative（BFHI）を推進する
    - 補足が避けられない場合には、与える方法を慎重に選択し、母親の目標がかなうよう母乳分泌を維持する計画をたてる
    - WHO が提唱している「乳幼児の栄養に関する世界的な運動戦略」を推進する

3. IBCLC は母親とその家族に対して十分なサービスを提供する義務があり、以下のような母乳育児に関して母親・子ども・授乳に対するアセスメントを総合的に行う:

<u>経過の聴取とアセスメント</u>

- 母親と子どもに支援を提供する許可を得る
- 母親の母乳育児の最終目標を確認する
- 適切なカウンセリングスキルと技術を用いる

- 母親の人種、民族、宗教、性的指向、年齢、国籍などを尊重する
- 母乳育児の経過を知る
- 母乳育児に影響を及ぼす可能性がある妊娠前、妊娠中、陣痛や分娩中の出来事について確認する
- 乳房の変化が、その機能や母乳分泌に関して正常な範囲であるかアセスメントする
- 母親の身体的、精神的、心理的な状態をアセスメントする
- 社会的支援の有無や問題が起こりそうかどうかに関してアセスメントする

母乳育児をする母子を支援する技術

- 新生児と母親が継続的に肌と肌の触れあいができるように援助する
- 母親と家族が、新生児の母乳を欲しがるサインや行動、状態（ステート）に気づくことができるよう教える
- 口腔の形状、正常な神経学的反応や反射についてアセスメントする
- 授乳の間、母と子どもが快適な姿勢でいられるよう支援する
- 吸着が適切に行われているか確認する
- 効果的に母乳が移行しているかアセスメントする
- 子どもが十分な母乳を飲みとれているかアセスメントする
- 子どもの行動や発達が正常かアセスメントする
- 眠りがちの子どもの哺乳を促す方法を提案する
- 母親が母乳育児に関して十分な情報から意思決定できるように、根拠を十分説明して母親が理解できる情報を提供する
- 母乳育児に与えるリスクも含めて、母親と家族におしゃぶりを使うことに関する情報を提供する
- 母親と子どもの健康のために母乳だけで育てることの重要性と、母乳代用品（人工乳）を使用するリスクについて、母親と家族に適切な情報を提供する
- 手による搾乳方法について母親に情報提供し実演する
- 乳頭の痛みや傷を予防し解決するための情報と対応策を提供する
- 乳房緊満、乳管閉塞や乳腺炎を予防し解決するための情報と対応策を提供する
- 乳児突然死症候群（SIDS）のリスクを最小にするための情報と対応策を提供する
- 授乳性無月経法（LAM）を含め、授乳への影響を考慮した家族計画について情報提供する
- 周産期の気分障害（妊娠うつ、マタニティブルーズや産後うつ、不安や精神障害）への対処方法を見つけることができるように母親や家族を支援し、地域で活用できる社会資源との連携を取る
- 家庭の食事の中から適切な食物を食べさせる時期や方法について情報提供する
- 適切な時期の卒乳について、母親の乳房へのケアや WHO のガイドラインに沿った母乳代用品の準備と使い方も含めて、情報提供する http://www.who.int/foodsafety/publications/micro/pif2007/en/index.html
- 子どもに必要なカロリーと母乳量を計算する
- 母親の母乳量を査定し、必要に応じて母乳量を増やしたり、減らしたりする情報を提供する
- WHO の成長曲線を用いて母乳育ちの子どもの成長をアセスメントし、母親に対して正常な子どもの行動や欲しがっているサインや予想される哺乳パターンについて知らせる

一般的な問題解決の技術

- 母親が自分自身の母乳育児の目標を達成するのに影響を及ぼす可能性のある潜在的、顕在的問題（課題）や要因を評価する
- 母親が可能な限りのすべての資源を活用して、適切で受け入れることができ、かつ実行可能な母乳育児の計画を立案、実行、評価できるよう支援する
- 病弱な子どもや身体的にハンディを負った子どもへの母乳育児を援助する
- 母乳育児をしている母子とその状況の個別性と、それが母乳育児にどう影響するか評価する
- 母乳育児中の母親や子どもが遭遇する可能性のあるリスクについて、それらを軽減するための情報をあらかじめ提供する
- 困難な状況がある/生じた時にその状況をアセスメントし、母乳育児を開始し、継続できる方法を提供する

技術と補助器具の使用

- 直接授乳ではない補足方法を含めて技術と 補助器具を使うことが母乳育児を支援するのか、あるいは母乳育児の継続に障害となるのか、禁忌と適用を批判的に吟味し評価する
- 母乳育児を支援する技術と補助器具の使用を評価し、批判的に吟味し、実演してみる。そして、一部の補助器具は根拠がなく、ただ利益のために流通している可能性があり、また母乳育児の継続に有害であるかもしれないということを理解する
- ある一定の状況では、母乳育児を開始し/または継続するために補助器具を使うことがあるが、その使い方を評価し、批判的に吟味する
- 補助器具の使用に際して母親に根拠を十分説明して母親が理解できる情報を提供する

母乳育児支援の計画立案、実施、評価

- 成人教育の原理を活用する
- 適切な教育方法を選択する
- 母乳育児支援に関する社会資源の情報を提供する
- 授乳中の薬剤（処方薬または市販薬）、アルコール、タバコ、麻薬の使用に関して、母乳産生への影響や子どもの安全性も含めて、母親に根拠を十分説明して母親が理解できる情報を提供する
- 授乳中の補完代替療法が母乳産生や子どもに与える影響について、母親に根拠を十分説明して母親が理解できる情報を提供する
- 母乳育児に関する文化的、社会心理的、栄養的な側面についても含める
- 母親が自分自身の母乳育児の目標を満足に達成できるように支援し勇気づける
- クライアントや保健医療従事者と関わるときには、効果的なカウンセリングスキルやコミュニケーションスキルを用いる
- クライアントと協力的、支援的な関係を維持するために家族中心の支援（ファミリーセンタードケア）の原理を活用する
- 母親に根拠を十分説明し、母親が理解したうえで子どもと母親自身のために意思決定できるように支援する
- 母親が容易に理解できるように説明や情報提供する

- 提供した情報や説明を母親が理解できているかどうか評価する

4. IBCLCは、以下のように母親と子どもの主治医や保健機関（保健所など）に対して真実を詳細に報告する義務がある：

- 情報を収集することに関して母親の同意を得る。また、その情報を必要に応じて、もしくはその地域の法的な規定に応じて、開示することに対しても、母親の同意を得る
- 必要に応じてアセスメント記録を提供する
- クライアントの連絡先、アセスメント、授乳計画、提案や支援評価などの記録物をすべて保管する
- 記録物は、その地域で法的に規定された期間保存する

5. IBCLCはクライアントの秘密を保護する義務があり:

- 母親か子どもに危険性がある場合の法的な報告義務を除き、母親と家族のプライバシー、尊厳、秘密を尊重する

6. IBCLC は相応の努力を重ね、真摯に行動する義務があり：

- 根拠に基づいた、利益相反のない情報を提供することによって、家族が子どもの栄養法に関して決定する際の援助をする
- 要請や必要に応じて継続したサービスを提供し、状況の緊急度に合わせて、機を逃すことなく、他の保健医療提供者や地域の社会資源へ適切に照会する
- 家族に調和の取れたサービスを提供するために、他の保健医療チームと相互に協力して働く
- 業務を行っている国や地域の刑法のもと犯罪行為により有罪となった場合や、他の専門職による制裁措置を受けた場合には、すみやかに IBLCE に報告する
- 「IBCLC の業務範囲」に含まれない業務を行ったり、IBLCE の倫理規範に沿わない業務をしていたり、臨床能力に満たない業務を行っている IBCLC については、速やかに IBLCE へ報告する

技術習得の場所

これらの技術は病院、公共の保健機関、地域の機関や個人開業のクリニックなどを含む様々な場所で習得できるでしょう

IBLCE — IBLCE adopted March 2010

（2011 年 1 月 9 日　井村真澄　光岡由美　本郷寛子　瀬尾智子　訳）